

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者

① 指定更新申請に必要な書類 (法第70条の2及び規則第118条第3項並びに法第115条の11及び規則第140条の7第3項)

- 1) 第5号様式 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者指定(許可)更新申請書
- 2) 付表5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る記載事項
- 3) 更新手数料 9,000円(指定居宅サービス)、3,000円(指定介護予防サービス)(大分県収入証紙にて納付)
- 4) 添付書類(下記の「居宅療養管理指導添付書類一覧」に記載されている書類を添付してください。)

なお、既に県知事に対して提出している、1・2・3・6・8・10に掲げる添付書類の内容に変更がないときは、これらの書類を省略できます。(介護予防のみの更新の場合は、7に掲げる書類も省略可)

《居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者添付書類一覧》

番号	添付書類	摘要	居宅サービス	介護予防
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	① 登記事項全部証明書の原本を添付してください。 ② 条例にあっては、公布したものの写しを添付してください。 ③ 事業所が法人以外の者の開設する病院・診療所であるときは添付する必要はありません。	省略可	省略可
2	病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は届書等の写し	事業所が法人以外の者の開設する病院・診療所であるときは、当該病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は届書等の写しを添付してください。	省略可	省略可
3	薬局の開設許可証の写し	事業所が薬局であるときは、当該薬局の開設許可証の写しを添付してください。	省略可	省略可
4	医師等の資格を証する書類	事業所が病院又は診療所であるときは、当該事業所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師又は管理栄養士について、医師免許証の写し等その資格を有することを証する書類を添付してください。	○	○
5	薬剤師免許証の写し	事業所が薬局であるときは、当該事業所の薬剤師について、薬剤師免許証の写しを添付してください。	○	○
6	事業所の平面図及び位置図	① 参考様式3を参照のうえ、当該事業所の用途、面積を明示した平面図を作成してください。 注1 他の事業と同一の事務室である場合は、図面上、指定居宅療養管理指導の事業を行うための区画を明確にしてください。 注2 建物を法人が所有している場合は参考様式20を参照の上、その旨を証する書類を、建物を借りている場合は賃貸借契約書(無償で借りる場合は使用貸借契約書)の写しを添付してください。 注3 事業所の写真を添付してください。 ② 事業所の位置が分かる書類(住宅地図で可)を添付してください。	省略可	省略可
7	運営規程	以下を参照の上、作成してください。 (参考) 運営規程において定めるべき事項 (大分県規則参照) 1) 事業の目的及び運営の方針 2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 3) 営業日及び営業時間 4) 指定(介護予防)居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 5) 苦情処理に関する事項 ※H25.4～追加 6) 虐待防止に関する事項 ※H25.4～追加 7) その他運営に関する重要事項	○	省略可

○：要提出

8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<p>次の事項等について記載した書類を、参考様式 6を参照して作成の上添付してください。</p> <p>1) 利用者等からの相談又は苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の配置</p> <p>2) 円滑かつ迅速に苦情処理等を行うための体制手順</p> <p>3) その他の参考事項</p>	省略可	省略可
9	誓約書（参考様式11, 参考様式12, 参考様式16-2 ）	<p>①介護保険法に係る誓約事項 居宅療養管理指導は参考様式 1 1を、介護予防居宅療養管理指導は参考様式 1 2を参照し、申請者及び役員・管理者が誓約内容を確認したうえで、作成してください。</p> <p>②暴力団排除に係る誓約事項 ※H25.4～追加 <u>全法人代表者は、「暴力団排除に係る誓約書（参考様式16-2）」の内容を確認したうえで作成してください。県警への照会は、申請（代表者の変更）の都度行いますので、必ず添付してください。</u></p>	○	○
10	既に付番されている医療機関コード等を確認できる書類	保険医療機関又は保険薬局として既に医療機関コード等が付番されている場合は、当該コードが付番されていることを確認できる書類を添付してください。	省略可	省略可